

はじめに

この答申は、滋賀県男女共同参画審議会が、滋賀県男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について、知事からの諮問を受け、まとめたものです。

21世紀の社会においては、女性も男性も、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの持てる個性や能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野で、喜びと責任をわかち合いながら、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国においては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法制度の整備が図られるとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成12年には基本法で定める男女共同参画基本計画が策定されました。また、滋賀県においても男女共同参画社会の実現が重要かつ緊急の課題であるとの認識に立って、基本法の趣旨を踏まえ、平成13年12月、「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、本年4月から施行され、施策展開が図られています。

この答申は、条例に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画の策定に向けたものであり、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野において、実効性のある取組みを進めるうえで基本的な方向を示すものです。

審議会の各委員は、その重要性を認識し、幅広い観点から審議を進めてまいりました。答申では、条例に掲げられた6つの基本理念に基づき、あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れることを主眼に、男女共同参画の推進に向けた基本目標、重点課題と施策の方向について整理しました。

この答申が、今後の滋賀県の男女共同参画施策の指針となる計画の策定に最大限反映され、県民、事業者、市町村と協働して、男女共同参画社会の実現に向けて総合的に取り組まれるよう期待し、以下のとおり報告します。

平成14年11月7日

滋賀県男女共同参画審議会

会長 小沢 修司

